

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月23日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「“いのち育む里づくり”部、企画総務部、財務部」を「企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部」に改め、同項第2号中「健康福祉部」を「福祉部、健康医療部」に改め、同項第3号中「商工観光部、防災建設部」を「経済産業部、建設部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)に規定する常任委員会の委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)である者は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)に規定する常任委員会の委員等になるものとし、その任期は、改正前の条例に規定する常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例に規定する常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例に規定する常任委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項(以下「継続調査事項」という。)は、改正後の条例に規定する常任委員会のうち、当該継続調査事項を所管する常任委員会における継続調査事項とみなす。

(参考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 12人 “いのち育む里づくり”部、企画総務部、財務部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 教育福祉委員会 11人 健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 環境建設委員会 11人 環境生活部、商工観光部、防災建設部、都市整備部、中心市街地整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) (略) 2・3 (略)</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 12人 企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 教育福祉委員会 11人 福祉部、健康医療部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 環境建設委員会 11人 環境生活部、経済産業部、建設部、都市整備部、中心市街地整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) (略) 2・3 (略)</p>